



答申第905号

令和2年10月26日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、令和2年10月26日付け神家こ第3817号により諮詢のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

小児慢性特定疾病・未熟児養育医療事務の特定医療費支給システムへの移行について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 既に運用している公費負担医療システムの小児慢性特定疾病及び未熟児養育医療のサブシステムを、特定医療費支給システムに追加することにより、中間サーバーへの副本登録や住基連携、税連携等が可能となり、申請時に税情報等の添付書類が不要になるなど、市民サービスの向上が期待できるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害するとのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

小児慢性特定疾病・未熟児養育医療事務の
特定医療費支給システムへの移行について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関する)

別紙
答申905

◎は条例第11条第2項に該当するもの
下線部は今回新たに追加する項目

電子計算機処理する個人情報

【特定医療費（小児慢性・未熟児）支給システム】

■患者基本情報

住民基本台帳個人番号、患者ID、氏名、かな氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、保険種別、保険者番号、◎疾病番号、◎疾病名、◎出生体重、◎在胎週数、階層区分、適用区分、指定医療機関名、指定医師名、承認日、承認期間ほか

■指定医療機関情報

医療機関名、住所、電話番号、承認日、承認期間

■指定医師情報

氏名、かな氏名、住所、医療機関名、承認日、承認期間

■番号法関係情報

制度個人番号、統合宛名番号

■税情報

宛名番号、賦課年度、徴収方法、市民税額（所得割計）、市民税額（均等割）、更正年月日

■受療情報

請求対象年月、請求金額、医療機関・薬局・訪問看護ステーション名、診療実日数、入院外来区分